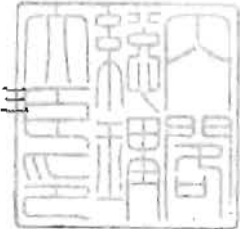


消表対第 83 号  
平成 25 年 3 月 11 日

消費者委員会  
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）第 11 条の規定に基づき、  
下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

家庭用品品質表示法第 3 条の規定に基づく表示の標準となるべき事項の変更  
について

1. 雑貨工業品品質表示規程（平成 9 年通商産業省告示第 672 号）における  
「洋傘」に係る遵守事項の見直しについて
2. 雑貨工業品品質表示規程（平成 9 年通商産業省告示第 672 号）における  
「いす、腰掛け及び座いす」に係る遵守事項の見直しについて
3. 経済産業大臣からの要請に伴う合成樹脂加工品品質表示規程（平成 9 年通  
商産業省告示第 671 号）、電気機械器具品質表示規程（平成 9 年通商産業  
省告示第 673 号）及び雑貨工業品品質表示規程（平成 9 年通商産業省告  
示第 672 号）に係る遵守事項の見直しについて



家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく  
各品質表示規程（告示）における遵守事項の見直しについて

1. 主旨

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。その対象となる家庭用品を指定し、品質に係わる事項を表示の標準として規定している。

近年、家表法の対象品目の中で、洋傘における「ジャンプ式の折りたたみ傘」及び、いす、腰掛け及び座いす（以下「いす類」という。）における「乳幼児用のいす類」について、使用時に事故が発生している旨関係機関より指摘されており、これまでも関係業界団体による自主的な注意喚起の取組がなされている一方、団体に加盟していない事業者が販売する商品においても、取扱い上の注意等の表示による安全への配慮を促す必要があることから、製品の取扱い上の注意表示を新たに追加する見直しを予定している。

また、家表法の合成樹脂加工品品質表示規程における原料樹脂名の指定用語の追加、及び、日本工業規格（以下「JIS」という。）の名称変更等に伴い、これを引用している告示（合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程）の改正について、家表法第3条第4項及び第5項の規定に基づき、経済産業大臣名での「表示の標準となるべき事項の変更に関する要請」があった。

このため、家表法第11条の規定に基づき、消費者委員会に諮問を行うもの。

2. 諮問する事項の概要

(1) 「洋傘」に係る見直しについて

ジャンプ式の折りたたみ傘について「顔や身体から離して使用する旨」及び洋傘全般について「使用方法に関する注意事項」を取扱い上の注意として追加（雑貨工業品品質表示規程）。

(2) 「いす、腰掛け及び座いす」に係る見直しについて

乳幼児が使用するいす類について「乳幼児の転落を防止するための注意事

項」を取扱い上の注意として追加（雑貨工業品品質表示規程）。

(3) 経済産業大臣からの要請に伴う見直しについて

①原料樹脂名の指定用語に「アクリル樹脂」を追加

合成樹脂加工品の原料として使用した合成樹脂（原料樹脂）の種類を表示に際して、「アクリル樹脂」の用語も使用できるように当該用語を指定用語に追加（合成樹脂加工品品質表示規程）。

②その他 JIS 名称変更等に伴う形式的変更

JIS 名称変更等に伴い、これを引用している合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程について、所要の改正を行う。

3. 今後の予定

平成25年3月	消費者委員会への諮問
4月	経済産業大臣への協議
3月～4月	T B T 通告(2ヶ月)
4月	パブリックコメント(1ヶ月)
5月	改正告示公布
11月	改正告示施行

※なお、上記2.(1)及び(2)については、改正告示の公布から約6ヶ月の期間を事業者に対する周知期間及び準備期間として設け、期間経過後の然るべき時期に施行予定。また、2.(3)については、改正告示の公布と同時に施行予定。